

法人役員名簿

社会福祉法人みつばち福祉会

令和4年6月23日 現在

役職名	氏名
理事長	伊藤清嗣
理事	渡辺惇夫
〃	村山幹男
〃	伊藤愛
〃	遠藤重雄
〃	関武
監事	赤羽義寛
〃	小林領

評議員	黒井秀一
〃	福田淳子
〃	樋口恵一
〃	畑山準一
〃	菊谷きぬ子
〃	山下拓郎
〃	石川博久

社会福祉法人みつばち福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつばち福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、定款に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- 2 評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- 3 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した時に別表により費用弁償を支払うことができるものとする。

(支給の方法)

第5条 役員及び評議員に対する費用は、理事会及び評議員会へ出席した都度支給するものとする。

(支給の形態)

第6条 費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 (評議員の費用弁償)

	費用弁償費
評議員会への出席	片道2km以内 2,000円 片道5km以内 3,000円 5km以上は1kmあたり 50円

別表2 (役員費用の費用弁償)

	費用弁償費
理事会への出席	片道2km以内 2,000円 片道5km以内 3,000円 5km以上は1kmあたり 50円